

長崎市告示第573号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定並びに同法の規定の例による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の規定により、別紙のとおり指定介護機関が廃止したため、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号の規定及び同法の規定の例による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により告示する。

令和8年9月10日

長崎市長 鈴木 史朗

(廃止)

	事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	廃止年月日	サービス種別
1	医療法人秋桜会グループホームコスモス1及2	長崎市京泊3丁目10番5号	医療法人秋桜会 理事長 池田 直実	長崎市京泊3丁目30番3号	令和8年8月31日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護